

毎週火、金曜日発行（但休、日当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

◇規則 鳥取県開拓審議会規程の一部改正
◇告示 土地改良事業計画の縦覧

公有水面埋立の認可

ブルセラ病検査等の実施

鳥取県種兎場指定要綱の一部改正

◇公告 准看護婦試験の実施

市町村職員共済組合役員の退職

市町村職員共済組合規約の一部改正

◇難報

規則

鳥取開拓審議会規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十一年六月八日

鳥取県規則第三十九号

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県開拓審議会規程の一部を改正する規則

鳥取県開拓審議会規程（昭和二十八年四月鳥取県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

（組織）

第二条 審議会は、知事及び委員三十七人以内で組織する。

第三条中「及び地方委員」を削る。

第五条第一項中「金融部会、地方土地部会及び地方入植者選定部会の五部会」を「及び金融部会の三部会」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 土地部会、入植者選定部会、金融部会の各部会長には経済部長を充て、部会に属する委員は会長が指名する。

第九条及び第十条を削り、第十一条を第九条とし以下順次二条ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第二百三十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により、梓谷土地改良区から土地改良事業計画を変更するための認可の申請があつたので、当該土地改良事業計画につき詳細な審査を行った結果、当該申請を適当と決定した。よつて次のように縦覧に供する。

昭和三十一年六月八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 縦覧に供すべき書類の名称

土地改良事業変更計画書の写

二 縦覧の期間

昭和三十一年六月九日から同年六月二十八日まで

三 縦覧の場所

倉吉市役所

四 異議の申立

利害関係人において公告に係る決定に対して異議があるときは縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

鳥取県告示第二百三十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により、岩井手土地改良区から土地改良事業計画を変更するための認可の申請があつたので、当該土地改良事業計画につき詳細な審査を行った結果、当該申請を適当と決定した。よつて次のように縦覧に供する。

昭和三十一年六月八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 縦覧に供すべき書類の名称

土地改良事業変更計画書の写

二 縦覧の期間

昭和三十一年六月九日から同年六月二十八日まで

三 縦覧の場所

倉吉市役所

四 異議の申立

利害関係人において公告に係る決定に対して異議があるときは縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

鳥取県告示第二百三十八号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第三十六条第二項の規定により、次のように公有水面埋立の追認をした。

昭和三十一年六月八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 埋立追認の場所

西伯郡淀江町大字今津字村内三九八ノ五番地先今津川旧河川敷

一 埋立追認の面積

八十六坪

一 埋立追認の目的

学校敷地造成

一 埋立の追認を受けた者

西伯郡淀江町長 石原 徹造

鳥取県告示第二百三十九号

次のようにブルセラ病検査、結核病検査並びに肝てつ、の検査及び駆除を実施するから家畜傳染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定により牛の所有者に対して検査又は駆除をうけることを命ずる。

昭和三十一年六月八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 実施の目的

ブルセラ病、結核病及び肝てつ、予防のため

二 実施の区域

別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

搾乳の用に供し又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一施設内で飼育している牛但し、生後六箇月、分娩前一箇月及び分娩後十日以内のものを除く

1 文部大臣の指定した学校において二年間の看護に関する学科を修めた者（試験当日までに二年修業見込の者を含む）

2 厚生大臣の定める基準に従い、都道府県知事の指定した准看護婦養成所を卒業した者（試験当日までに卒業見込の者を含む）

3 (イ) 文部大臣の指定した学校において三年以上看護婦になるのに必要な学科を修めた者（試験当日までに三年以上修業見込の者を含む）

(ロ) 厚生大臣の指定した看護婦養成所を卒業した者（試験当日までに卒業見込の者を含む）

(ハ) 外国の看護婦学校を卒業し、または外国において看護婦免許を得た者で厚生大臣が(イ)(ロ)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めた者

4 外国の看護婦学校を卒業し、または外国において看護婦免許を得た者のうち、四の3の(ハ)に該当しない者で厚生大臣の定める基準に従い知事が適当と認めた者

5 昭和二十年八月十五日以前から引き続きソビエト

社会主義共和国連邦、樺太、千島、北緯三十八度以北の朝鮮、関東州、満州又は中国本土の地域内にあって昭和二十八年三月二十三日以降引き揚げた者で、当該地において保健婦、助産婦、看護婦法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第五条または第六条に規定する業務を行っていたもののうち准看護婦試験受験の当日において満十七年以上の者であつて満州、中国本土等の地域内において引き続き三年以上いゝゆる看護の業務に従事しておりかつ保健婦、助産婦、看護婦法第二十三条の規定する准看護婦試験の受験資格を有する者と同等以上の知識及び技能を有するものであると知事が認めた者

五 試験の方法

学科試験及び実地試験とする

六 受験願書の提出期限

昭和三十一年七月七日までとし期限経過後の願書は受理しない ただし郵送の場合は七月七日付の消印

七 受験願書の提出先

鳥取県衛生部衛生課（鳥取市東町九九、一〇〇）

八 受験手数料

受験手数料として四百円に相当する鳥取県収入証紙を受験願書にはつて納付することただし県外から受験しようとするときは、現金又は普通爲替で送付すること。既納の手数料は返還しない。

九 提出書類

1 受験願書（別記様式一）

2 履歴書（別記様式二）

3 写真（手札型とし出願前六箇月以内に正面で撮影したものでその裏面には撮影年月日及び氏名を記載したもの）

4 (イ) 四の1または2もしくは3の(イ)(ロ)に該当する者は修業証明書（修業見込証明書）または卒業証明書（卒業見込証明書）

(ロ) 四の3の(ハ)に該当する者は外国の看護婦学校修

業証明書もしくは卒業証明書または外国の看護婦学校を卒業しまたは外国において看護婦免許を得たことを証する書面に厚生大臣が受験資格があると認めた書類の写

(ハ) 四の4に該当する者は外国の看護婦学校を卒業しまたは外国において看護婦免許を得たことを証する書面

5 四の5に該当する者は次に掲げる証明書を添付すること

(イ) 被証明者の上司であつて責任ある地位についていた者 たとえば政府雇員、軍雇員、病院長、副院長、科主任、総婦長等の証明書または被証明者が業務に従事していた病院または診療所の所在する地区における政府または軍の医療関係機関において右と同様な地位にあつた者で被証明者との関係が明らかである者の証明書

(ロ) 保健婦、助産婦、看護婦法第五条又は第六条に規定する業務を引き続き三年以上行つていたこと

を確実に証明する書類

イ 証明書は信頼するに足ると認められる者の証明書でありかつ証明の内容が証明者の確実に証明できる範囲内のものであること

6 戸籍抄本

十 受験票の交付

受験願書を受付たときは受験票を送付する

様式 一

准看護婦試験受験願

本籍

住所

氏 (ふりがな) 名

年 月 日生

昭和 年 月 日 施行の准看護婦試験を受けたいので関係書類を添えて出願します

昭和 年 月 日

右氏

名 ㊦

鳥取県知事 氏

名 殿

「備考」 用紙は日本標準規格B5とし墨又はインキで記載すること

様式 二

履 歴 書

本籍

住所

氏 (ふりがな) 名

年 月 日生

学歴

職歴

賞罰

右のとおり相違ありません

年 月 日

右氏

名 ㊦

「備考」 用紙は日本標準規格B5とし墨又はインキで記載すること

雑 報

本組合監事尾方英一は昭和三十一年五月三十一日を以つて退職したので法第六条第八項の規定に基づき公告する。

昭和三十一年六月八日

鳥取県市町村職員共済組合理事長 坂出 雅巳

左記の規約一部改正に關し昭和三十一年五月二十二日自治庁長官の認可を受けたので法第三条第三項の規定に基づき公告する。

昭和三十一年六月八日

鳥取県市町村職員共済組合理事長 坂出 雅巳

組合規約の一部を改正する規約

組合規約の一部を次のように改正する

第四十三条中「附則第三十五項」を「附則第三十六項」に改める。

第四十三条の次に次の一条を加える。

第四十三条の二 市町村は法附則第三十六項の規定によ

り市町村が負担する追加費用で退職年金及び退職一時金に關する条例の適用を受ける職員の範囲の拡張その他これに準すべき事由により退職給付を受けることとなつた者に係るものを当該事由が生じた日から六十日以内に組合に払い込まなければならない。

2 前項に規定する追加費用の額は給付すべき退職給付が退職年金であるときは当該退職年金の年額にその年令に應ずる市町村職員共済組合法施行規則(以下「規則」という)別表第二号表の率を乗じて得た額から給付すべき退職給付が退職一時金であるときは当該退職一時金の額から前項に規定する事由が生じた日に於て組合が当該組合員に積み立てるべき責任準備金の額に規則第四十条第一項に規定する割合を乗じた額を控除して得た額に相当する金額とする。

附 則

1 この規約は、公告の日から施行し昭和三十年一月一日から適用する。

2 第四十三条の二に規定する追加費用でこの規約の施

行前に生じた事由に係るものについては同条中「当該事由が生じた日」とあるのは「鳥取県市町村職員共済組合規約の一部を改正する規約（昭和三十一年規約第一号）の公告の日」と読み替えるものとする。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

發行日、金

印 發

鳥取市東町
鳥取市東町
鳥取市東町
鳥取市東町